

### 第3回 国保と老人保健の一部が変わります

○平成18年8月から 所得区分の判定基準が変わりました。

国保の高齢受給者または老人保健で医療を受ける人の所得区分の判定基準が変わりました。

| 平成18年7月31日まで |   | 平成18年8月1日から |   |        |         |  |  |      |         |        |         |
|--------------|---|-------------|---|--------|---------|--|--|------|---------|--------|---------|
| 所得区分         | 判定基準  | 所得区分        | 判定基準  |        |         |  |  |      |         |        |         |
| 一般           | 一定以上所得者、低所得Ⅰ・Ⅱのいずれにもあてはまらない場合。  | 一般          | 一定以上所得者、低所得Ⅰ・Ⅱのいずれにもあてはまらない場合。                                      |        |         |  |  |      |         |        |         |
| 一定以上所得者      | 同一世帯に課税所得が145万円以上の70歳以上の国保被保険者または老人保健で医療を受ける方等がいる場合   | 一定以上所得者     | 同一世帯に課税所得が145万円以上の70歳以上の国保被保険者または老人保健で医療を受ける方等がいる場合                 |        |         |  |  |      |         |        |         |
|              | ただし、70歳以上の国保被保険者または老人保健で医療を受ける方等の収入合計が、下記の場合、申請により、「一般」の区分と同様になります。   |             | ただし、70歳以上の国保被保険者または老人保健で医療を受ける方等の収入合計が、下記の場合、申請により、「一般」の区分と同様になります。 |        |         |  |  |      |         |        |         |
|              | <table border="1"> <tr> <td>1人世帯</td> <td>484万円未満</td> </tr> <tr> <td>2人以上世帯</td> <td>621万円未満</td> </tr> </table> | 1人世帯        | 484万円未満   | 2人以上世帯 | 621万円未満 |  | <table border="1"> <tr> <td>1人世帯</td> <td>383万円未満</td> </tr> <tr> <td>2人以上世帯</td> <td>520万円未満</td> </tr> </table> <p>※ここが変わります</p> | 1人世帯 | 383万円未満 | 2人以上世帯 | 520万円未満 |
| 1人世帯         | 484万円未満   |             |   |        |         |  |  |      |         |        |         |
| 2人以上世帯       | 621万円未満   |             |   |        |         |  |  |      |         |        |         |
| 1人世帯         | 383万円未満   |             |   |        |         |  |  |      |         |        |         |
| 2人以上世帯       | 520万円未満   |             |   |        |         |  |  |      |         |        |         |
| 低所得Ⅱ         | 同一世帯の世帯主および国保被保険者(老人保健の場合は世帯全員)が住民税非課税の場合。(低所得Ⅰ以外)  | 低所得Ⅱ        | 同一世帯の世帯主および国保被保険者(老人保健の場合は世帯全員)が住民税非課税の場合。(低所得Ⅰ以外)                  |        |         |  |  |      |         |        |         |
| 低所得Ⅰ         | 同一世帯の世帯主および国保被保険者(老人保健の場合は世帯全員)が住民税非課税かつ所得が0の場合   | 低所得Ⅰ        | 同一世帯の世帯主および国保被保険者(老人保健の場合は世帯全員)が住民税非課税かつ所得が0の場合                     |        |         |  |  |      |         |        |         |

※税制改正に伴い、所得区分が上がる人には、経過措置がとられる場合があります。

税制改正に伴う経過措置

○公的年金等控除の見直し、老年者控除の廃止に伴う経過措置

公的年金等控除の見直し、老年者控除の廃止に伴って一定以上所得者になる人で、次のいずれかにあてはまる人については、「自己負担限度額」についてのみ「一般」を適用します。

|         |                 |                 |
|---------|-----------------|-----------------|
| 課税所得    | 145万円以上 213万円未満 |                 |
| 収入の合計金額 | 1人世帯            | 383万円以上 484万円未満 |
|         | 2人以上世帯          | 520万円以上 621万円未満 |

○老年者に係る住民税非課税措置の廃止に伴う経過措置

老年者にかかる住民税非課税措置の廃止に伴い、世帯は住民税課税世帯となるが、一部が住民税非課税になる場合、住民税非課税者については、「自己負担限度額」および「入院食事代の標準負担額」は「低所得Ⅱ」を適用します。

対象となる人

住民税課税者が合計所得金額125万円以下の平成17年1月1日現在65歳以上の人だけの世帯の住民税非課税者

■問い合わせ 市民課 TEL 672 - 6120